

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 1 9 号

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第8条中「2年」を「3年」に改める。

別表中「4,000円」を「6,000円」に、「6,000円」を「9,000円」に、

「

(1) 広告塔又は 広告板 (2) 建築物その他の 工作物等に表示する 広告物又は設置する 掲出物件。ただし、前 各項に規定するものを 除く。	照明装置のないもの	1基の表示面積5平方メートルまでごとに	1,000円
	照明装置のあるもの	1基の表示面積5平方メートルまでごとに	1,600円

」

を

「

(1) 広告塔又は 広告板 (2) 建築物その 他の工作物等 に表示する広 告物又は設置 する掲出物件。 ただし、前各 項に規定する ものを除く。	照明装置の ないもの	1 基の表示面積 5 平方メー トルまでごとに	1, 500円
	照明装置の あるもの	1 基の表示面積 5 平方メー トルまでごとに	2, 400円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第 8 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る許可の期間について適用し、施行日前の申請に係る許可の期間については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。